

令和3年度 みしまるネット活動報告

みんなしあわせまるネット
(通称: みしまるネット)



令和3年度みしまるネット整備に向けての取り組み

時期	内容
令和2年度～	拠点事業PT開始
	緊急時受入・体験・相談機能PT
令和3年度～	みしまるネットチーム内で検討
	相談機能（連携会議） 定期開催
	みしまるネットミーティング 市内事業所を対象とした研修・説明会 （令和3年11月26日開催）

みしまるネットチーム
構成員：基幹相談支援センター担当者

拠点事業における各機能の目的、内容を具体的に整理

情報管理の方法

各種シート作成

協力事業所届出書

緊急時対応に係る事前登録届出書、変更・廃止届

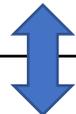
対象者情報整理シート

事業所情報シート

ガイドライン（支援者向け、本人家族向け）等の作成
事業イメージ図の作成

地域内事業所への周知、協力依頼の進め方について

⇒市内事業所を対象とした研修会及び全体説明会実施



障がいとくらしを支える協議会

みしまるネット進捗状況を運営会議にて随時報告

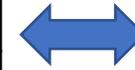
10/18 みしまるネットガイドライン案を運営会議にて説明
運営委員より意見集約

相談支援事業所連携会議
構成員：相談支援専門員

6/9 各種シートについて意見集約

7/14 ガイドライン案、対応フロー図について意見集約

各種シート、ガイドライン、対応フロー図等について修正版を説明



市内事業所を対象とした研修会及び全体説明会

○研修会

令和3年度三島市基幹相談支援センター主催スキルアップ研修会

「みしまるネット（地域生活支援拠点事業）ミーティング」

「拠点事業に関する理解と実践報告」講師：臼井潤一郎氏

* 動画配信にて実施

市内事業所を対象とした研修会及び全体説明会

○説明会

令和3年11月26日、市内事業所を対象に事業説明及びグループワークによる意見集約を実施した。

参加者：47名

事業種別：相談支援事業所（児童・成人）、入所施設、生活介護
就労事業所、居宅介護、グループホーム、当事者家族
社会福祉協議会、発達支援課

整備済みの資料等

- 「みしまるネットガイドライン」
- 「みしまるネット対応の流れ」
- 「みしまるネット本人・家族用説明資料」
- 「みしまるネット様式集」
- 「みしまるネット実施要綱」

11月26日開催の説明会にて挙げられた質問・疑問 に対する回答及び追加説明

- 協力事業所の届け出について
- 協力事業所の担う機能について
- 拠点事業に係る事業報酬について
- 緊急時対応相談受付窓口について
- サービスの利用調整について
- 緊急対応の流れ
- 支給決定について

協力事業所の届け出について

拠点事業に関する5つの機能のうち、各事業所が担える機能を選択し、協力事業所として届け出てください。

1. 「障がい福祉課」へ事前相談
2. 運営規程の変更手続き（特定相談支援事業所は市へ届け出）
3. 「協力事業所届出書」（様式第1号）、
「事業所情報シート」（様式第5-1号）を市へ提出
4. 届出書の受理
5. 加算の算定に関する届出
「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」⇒県
「相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧」⇒市⇒県

協力事業所の担う機能について（参考例）

相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 相談・ 緊急時の受け入れ、対応・ 体験の機会、場の提供・ 地域の体制づくり
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の受け入れ、対応・ 体験の機会、場の提供・ 地域の体制づくり

拠点事業に係る加算の算定要件として、協力事業所としての届け出をしている必要があります。

拠点事業に係る事業報酬について

【相談機能】

加算の種類	内容	対象事業
地域生活支援拠点等相談強化加算	特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価	相談支援事業

【地域の体制づくり】

加算の種類	内容	対象事業
地域体制強化共同支援加算	支援困難事例等の課題検討を通じ、協働で地域課題の明確化と情報共有を行い、協議会等に報告をした場合。	相談支援事業

※相談支援事業者が計画作成対象者の支援をした際に算定可能

拠点事業に係る事業報酬について

【緊急時受入・対応の機能】

加算の種類	内容	対象事業
短期入所 ※地域生活支援拠点等の場合	地域生活支援拠点等と位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合。（緊急時の受け入れに限らない）	短期入所
緊急時対応加算	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けて24時間以内に対応を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり	居宅介護等
緊急時支援加算	緊急に支援が必要な場合に、家族または本人の要請を受けて訪問または一時的な滞在による支援を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。	自立生活援助 地域定着支援

拠点事業に係る事業報酬について

【体験の機会・場の提供】

加算の種類	内容	対象事業
障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。	地域移行支援
体験宿泊支援加算	利用者の体験宿泊に係る内容について地域移行支援事業者と連絡調整・相談援助を行った場合。地域移行支援による体験宿泊加算を算定する期間に算定。	施設入所支援
障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定障害者支援施設における当該サービスを利用する利用者が、地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、必要な支援、連絡調整やそのほかの相談援助を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。	生活介護 自立訓練 就労移行 就労継続A/B

※「地域移行支援」対象者に係る受入支援をした際に算定可能

その他、活用できる事業報酬について

【地域生活支援事業】

- 日中一時支援事業 日中の預かりサービス（日中活動系事業所）
- 移動支援事業 外出時の支援（ヘルパー事業所）

⇒事前に、市へ事業所指定の届け出が必要

【ライフサポート事業】

- ヘルパー派遣（自宅等での支援、外出支援）
- 短期入所（宿泊利用、日帰り利用）

⇒事前に、市へ事業所登録が必要

みしまるネット緊急時対応相談受付窓口について

〈対応窓口〉

- ① 担当相談支援事業所
 - ・担当相談支援事業所の営業時間内や24時間対応している場合。

- ② 三島市基幹相談支援センター（平日日中のみ対応可能）10:00～16:00
 - ・担当相談支援事業所と連絡がつかない、担当相談支援事業所がない場合。
総合相談窓口 ： 0 5 5 - 9 8 3 - 2 7 8 1
障がい福祉課 ： 0 5 5 - 9 8 3 - 2 6 9 1（支援係）

- ③ 上記①②が対応していない場合、市代表電話（守衛室）で受け付け後、対応。
 - ・休日、夜間に担当相談支援事業所が営業していない場合。
三島市代表電話： 0 5 5 - 9 7 5 - 3 1 1 1

※担当相談支援事業所の営業時間内は基本的に担当相談支援事業所に相談をする。

〈休日・夜間の流れ〉

三島市代表電話（守衛室）で受付



三島市基幹相談支援センター（ふぁいん）へ連絡



「ふぁいん」から相談者へ連絡、状況の確認



電話確認後、必要に応じて現場確認、一時預かり等で対応

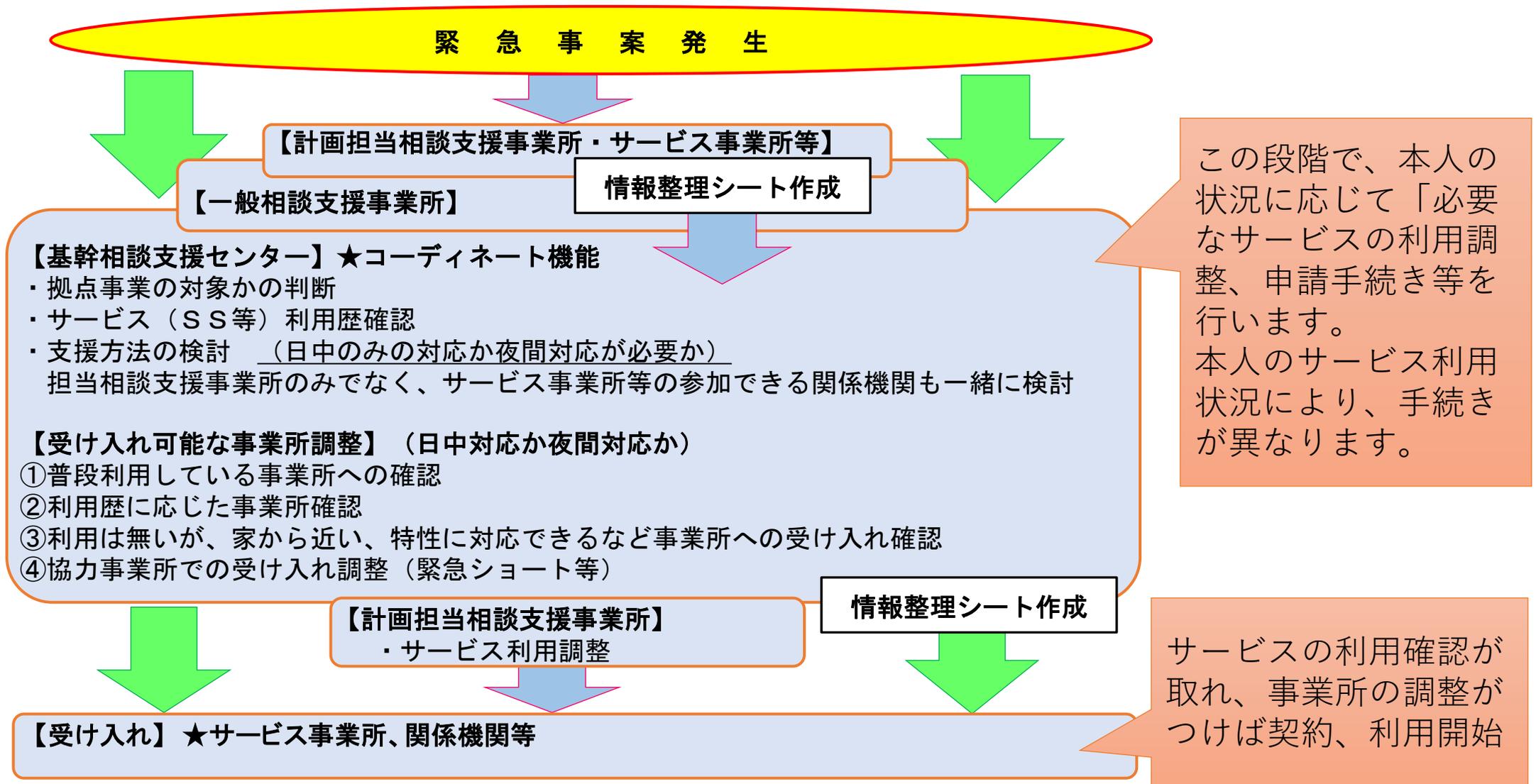


翌日または休日明け等
担当相談支援事業所・基幹相談支援センター等と協議

サービスの利用調整について

- 「地域生活支援拠点等事業」は、万が一に備えて体制を整えておくことがポイントの事業
- なので、緊急時に慌てずに対応できる体制ができていることがベスト（サービスを利用する準備ができている、緊急時連絡先の確保、後見制度利用の検討 など）
とは言っても、なかなかその通りにはいかないもの
- 緊急時には、相談支援専門員を中心に利用できるサービス、資源の調整を行います。

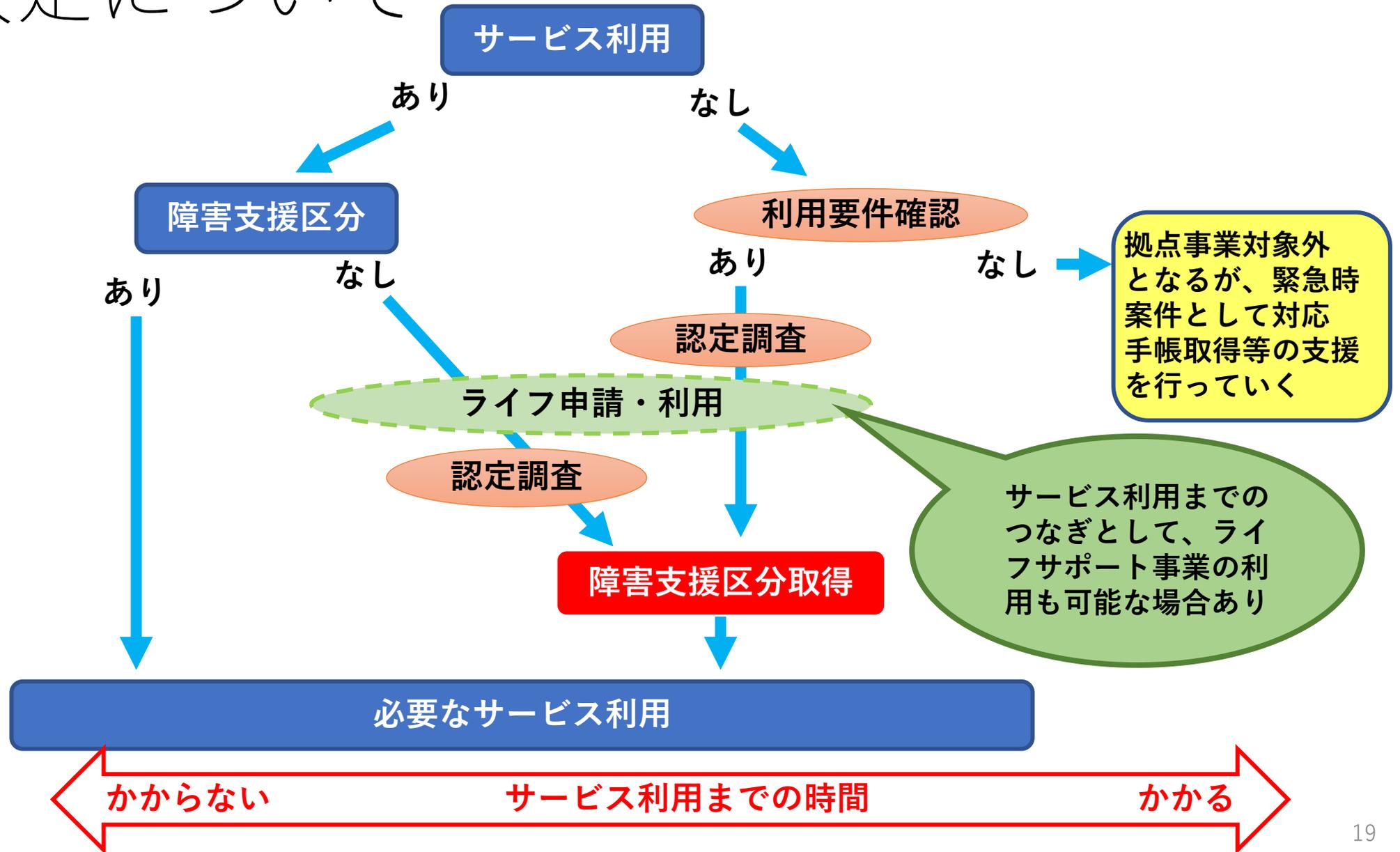
緊急対応の流れ (緊急時対応の流れより一部抜粋)



支給決定について

計画	あり	あり	なし
区分	あり	なし	なし
サービス 利用状況	介護給付利用中 ヘルパー、生活介護、 短期入所 等	訓練等給付のみ利用中 就労訓練、区分取得無し のGH 等	サービス利用なし
必要な 対応	<ul style="list-style-type: none"> 支給量の変更 (場合によっては、審査会への 諮問が必要) 必要なサービスの追加申請 	<ul style="list-style-type: none"> 区分取得 (認定調査要) 必要なサービスの追加申請 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの新規申請 (認定調査要)
地活・ ライフ	<ul style="list-style-type: none"> 申請後利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 申請後利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 申請 認定調査後利用可能
	<p>サービス利用調整の間につなぎとして利用 できる場合あり</p>		

支給決定について



来年度に向けて

みしまるネットミーティングの開催

「みしまるネット」を推進していくにあたっての「ほう・れん・そう」の場

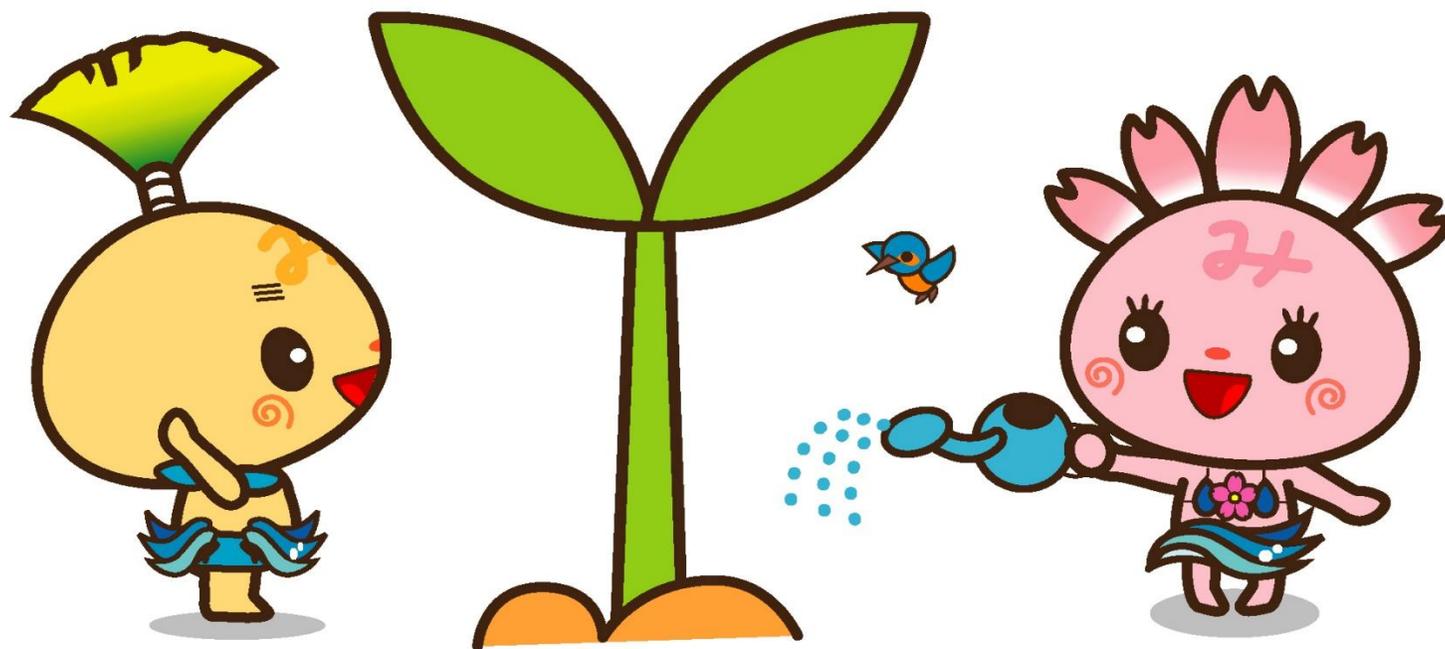
事例の積み重ねから支援情報の共有、課題分析等を行い、事業の検証、連絡調整等について定期的に協議できる場として運用していきます。

最後に・・・

みしまるネット（地域生活支援拠点等事業）は、障がいのある方を地域全体で支えていくことが目的であり、地域の関係者の皆さまの協力が必要不可欠です。

是非とも積極的な参画、協力をお願いいたします。

R4年度以降も、「みしまるネット」の整備は続きます。



「みしまるネット」へのご協力をお願いします。